

野生いのししの豚熱等調査への御協力をお願い

豚やいのししに感染する豚熱等の伝染病について、県内の野生いのししへの感染状況を把握するため、昨年に引き続き、「野生いのししの豚熱等感染状況調査」を実施します。

御協力いただきたいこと

【昨年度との変更点はありません】

○調査対象となる野生いのししの捕獲・血液採取・記録・消毒・材料送付

- ・必要な資材については、事前に委託業者からお届けします。

【調査対象】 次の条件を全て満たすもの

- ・広島県内で捕獲されたもの（上限 300 頭）
- ・1 罠 1 頭、親優先
- ・健康状態に関わらず、すべての個体を対象とします。



【採材後の対応】

- ・採材後の死体は、有害獣の処分と同様に、管轄の市町の方針に従い適切に行ってください。
- ・捕獲、採材した場所は消毒を行ってください。

【調査期間】

令和8年6月上旬（予定）～令和9年3月24日（水）

猟期も採材期間です。

【検査促進費】

御協力いただいた場合、検査促進費として1頭当たり6千円をお支払いします。

※支払い事務のため、①口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲採材報告書の提出をお願いします（過去に広島県農林水産局畜産課へ①②を提出されている場合は、令和8年度の提出は不要です。また、③の様式は、別紙のとおりです）。

※本事業の検査促進費は、市町が実施するいのししの捕獲に係る補助金等（鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業など）と重複して受給できます。

【事業の流れ】

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 箱わな等に野生いのししを捕獲 |  |
| 2 止め刺し等により当該いのししを絶命させる |  捕獲者 |
| 3 写真の撮影 |  捕獲者 |
| 4 検査材料（血液）を採取 |  捕獲者 |
| 5 個体情報の記録（検体個票） |  捕獲者 |
| 6 死体の処分 |  焼却場等 |
| 7 捕獲・採材場所の消毒 |  捕獲者 |
| 8 検査材料、記録（検体個票）、写真の委託業者への送付 |  捕獲者 委託業者 |
| 9 県へ各種書類（①～③）を提出 ① 口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲採材報告書 【提出先】 広島県農林水産局畜産課 FAX：050-3852-5536 メール：nouchikusan@pref.hiroshima.lg.jp |  捕獲者 県 ①、②は初回のみ、③は毎回提出 ※①、③ともに押印不要 |
| 10 県から検査促進費を支払い ※毎月 15 日までに収受した捕獲採材報告書について、月末に支払い事務を行います。16 日以降の収受分は、翌月末に支払い事務を行います。 |  捕獲者 県 |

豚熱とは

平成 30 年 9 月 9 日に岐阜県において、国内では 26 年ぶりに発生が確認されて以降、継続的に発生が確認されています。治療法がなく、養豚農場で発生した際には甚大な被害をもたらします。

- Q1：原因は？ → A1：豚熱ウイルスです。
 Q2：人もかかるの？ → A2：豚、いのししの伝染病であり、人には感染しません。
 Q3：症状は？ → A3：豚において、強い伝染力と高い致死率が特徴的です。
 Q4：広島県内で発生しているの？
 → A4：県内全域の野生いのししで 61 例確認されています（令和 8 年 4 月現在）

調査についてのご不明点は、こちらへお問い合わせください

農林水産局畜産課家畜衛生グループ 082 - 513 - 3607（直通）